

## 第4回 京都市人権文化推進懇話会

開催日時 平成19年8月29日（水）午前10時から午前12時まで  
開催場所 京都市市民生活センター4階 研修室  
出席者名 安藤座長，坂元副座長，石元委員，上田委員，康委員，杉原委員，平田委員，  
安田委員

### 会議内容

#### 【事務局】

それでは、予定の時間が参りましたので、ただ今から、第4回京都市人権文化推進懇話会を開催致します。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。前回開催から間があいての開催となりますが、よろしく願い致します。なお、本日は、ご欠席の栗本委員からもいくつかのご意見を頂いておりますので、安藤先生の方からご紹介させていただきたいと思います。

それでは、開会に当たり、京都市を代表致しまして、山岸文化市民局長から、一言ご挨拶を申し上げます。

#### 【山岸文化市民局長】

平素は、本市人権行政の推進に御尽力をいただいておりますことに対しましてここにお礼を申しあげます。文化市民局長の山岸でございます。ほとんどの先生方に今日ご挨拶ということで、ご挨拶が遅くなったことをお詫び申し上げます。

本懇話会でございますが、平成17年9月に設置致しましてから、本日4回目の開催となります。懇話会の開催につきましては、昨年8月に第3回懇話会を開催致しましてから、期間が空きましたことをまずお詫び申し上げなければならないように感じております。そして、この懇話会でございますが、2年間の任期で委員の皆様方をお願いしたところでございます。この平成19年9月をもって一つの区切りということになるわけでございます。この間、座長をお願い致しました安藤先生をはじめ懇話会の委員の皆様には本市が進めております人権文化の構築について様々なご意見、貴重なご意見を頂戴致しましたことを重ねてお礼を申し上げます。また本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて本市では、人権にかかわる施策を市政の最重要施策の一つと位置付けまして、平成17年3月に策定致しました、京都市人権文化推進計画に基づき、日々の暮らしのなかに人権を大切に、尊重し合う習慣の根付いた人権文化の息づくまち・京都の実現を目指して、多様な人権課題の解決に向けた取り組みを積極的に推進してまいったところでございます。

平成17年11月に実施致しました、人権に関する意識調査では、9割を超える市民の方々

から、人権はすべての市民の課題であると回答を得るなど、人権尊重の精神は市民、社会に根付きつつあり、これまでの取組が着実に成果を上げてきたのではないかと感じているところでございます。しかし、一方では、子供や高齢者に対する虐待をはじめとする差別や偏見による人権上の課題が今なお残っており、またインターネットの普及や情報の電子化に伴い、個人情報の不適切な取扱いによるプライバシーの侵害が起きるなど、社会情勢の変化に伴って、新たな課題も生じてきているところでございます。最近発表されました内閣府の調査でもインターネットの影響を懸念する分析がされているところでございます。情報化に伴う光と影の、影の部分が少しくローズアップされてきているのではないかと考えているところでございます。

私ども、こういった社会情勢の変化に、的確に応じた人権擁護の取組を求められているというように感じて、取組を進めなければならないと感じているところでございます。

本日の会議でございますが、この間の京都市の人権文化推進にかかわる施策についてご報告を致しますとともに、人権啓発事業の在り方、また人権擁護委員相談の活性化等について、皆様方からご意見、アイデアを頂戴致したいと存じます。

また、本日の会議でございますが、京都市のそれぞれの人権課題を所管致しております担当部局からも担当者が出席しておりますので、皆様方の幅広い忌憚のないご意見を頂戴致しますようお願い申し上げまして、懇話会開催にあたり、冒頭のごあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い致します。

### 【事務局】

それでは、議題に入ります前に、本日の資料の確認と議題の内容につきまして、ご説明させていただきますと思います。本日は本当に暑いなか、非常に盛りだくさんな議題で、また、資料も大変沢山になっておりまして、大変恐縮でございますがよろしくお願いしたいと思います。

資料につきましては、席上に配布致しております次第と委員名簿のほか、京都新聞の8月1日号、あるいはチラシ等も配布させていただいております。それでは、事前にいくつか資料をお配りさせていただいておりますので、確認をさせていただきますと思います。まず、

一つ目に、京都市人権文化推進計画の平成18年度取組実績及び19年度事業計画という、非常に厚い冊子をお送りさせていただいております。

二つ目に、人権啓発サポート制度の開始についてということで、三枚ものの資料になってございます。

次に、京都市人権相談・救済のネットワークの構築についてという、これも三枚ものの資料になってございます。

次に、パンフレットでございますが、京都市人権レポートというパンフレットでございます。

その次に、平成18年・人権擁護活動の概況という冊子、人KEN まもるくんとあゆみちゃんの、イラストの入った冊子でございます。

あと、京都市の啓発の取組状況の一枚ものと、各種事業のご案内、ちらし、パンフレット等でございます。

そして最後に、人権擁護委員特設相談所における相談内容についてということで、二枚ものをご用意させていただいております。

以上でございますが、漏れ等がございましたら事務局の方までご連絡いただければ配布させていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは、続きまして、本日の議題の内容について簡単にご説明させていただきます。

まず、一つ目に、京都市人権文化推進計画につきまして、これは、平成17年度から市全体で450もの取り組みを始めております。その進行管理につきましては、毎年度、具体的な事業計画書を作成し、施策の実施状況の点検を行っているものでございます。

今回、平成18年度の取組実績と、平成19年度の実施予定の事業を取りまとめましたので、実施にあたっての留意すべき点、こういった点についてご意見がお伺いできればというように思っております。

二つ目に、人権啓発サポート制度についてでございますが、市民や企業の自主的な取り組みを支援する制度として、本年7月から新たに研修への講師の派遣やビデオの貸し出しなどを行う人権啓発サポート制度を発足させました。今後の取り組みの方向性等につきまして、ご意見を頂ければというように思っております。

三つ目に、人権相談・救済のネットワークの構築についてでございます。人権尊重の精神が生活に根付くためには、人権を侵害されている人々の様々な相談を受け、適切な救済につなげていく必要がございます。このため、8月1日から、京都市役所庁内に人権相談・救済のネットワークというものを立ち上げました。つきましては、今後ネットワークを有効なものとするために、どのような点に留意していけばよいかについて、ご意見をお願いしたいと思っております。

四つ目に、人権文化推進計画に基づきまして、人権にかかる取り組みのポイントを市民の皆様へ簡潔にお示しする人権レポートというパンフレットを昨年度から作成しております。このパンフレットをご覧いただきまして、お気づきの点などありましたら、今後の作成の参考にさせていただきたいと思っておりますので、ご意見の方をよろしくお願いしたいと思います。

五つ目に、平成18年・人権擁護活動の状況の概況についてでございます。昨年1年間の、人権侵害事件の調査救済、人権相談、人権啓発活動等につきまして、活動状況をご報告させていただきたいと思っております。

六番目に、啓発事業のあり方についてでございます。本市の人権にかかる啓発事業についてご紹介するとともに、啓発の効果測定や効果的な手法、今後の啓発事業のあり方についてご意見を頂ければというように考えております。

最後に、人権擁護委員相談の活性化についてでございます。

相談機会の充実に向けて、昨年8月から毎月1回、人権擁護委員による人権相談を開始致しました。1年が経過し、その取り組みの状況をご報告させていただくとともに、この相談をさらに活性化するように、皆様のお知恵を拝借したいというように考えております。

それでは、これらの議案、議題、議事進行につきまして、恐れいりますが安藤座長によりしくお願いしたいと思います。

#### 【安藤座長】

おはようございます。前回の開催から1年ばかりたっており、必ずしも進行をうまくやれるかどうかあまり自信がないのですけれど、よろしくご協力をお願いします。この委員会ですが、大きい方針決定ならそれは2年に1回でも、3年に1回でも集まれば、そしてそこで一応の方向付けができたならよいのですが、その後の実施状況の点検ということなら、3箇月か、長くても6箇月に1回くらいいるのではないかと思います。

市の方は市の方でいろいろご事情があったと思いますが、今回、各委員に送付した案内の中に、せめてお詫びくらいということで一文入れさせていただきました。

懇話会の狙いは、京都市が行っていることを、外から見て、問題を指摘し、あるいは改善を提案していくということだと思いますので、今日もそういう視点からご遠慮なくご発言いただけたらと思います。

先ほど配布資料及び議事の進行について事務局の方からご説明がありました。それに沿って以下、議事を進めたいと思います。

そこで最初に、今度から、資料1とか2とかつけていただくとわかりやすいし、過不足をチェックするときも簡単にできますので、お願いしておきたいと思います。

それでは、一番初めの、昨年度の平成18年度の取組、それから今年度の事業計画について、事務局の方からご報告をお願いします。

#### 【事務局】

((1) 京都市人権文化推進計画「平成18年度取組実績及び19年度事業計画」について説明)

#### 【安藤座長】

いつも時間が足りないので、3時間、場合によってはもっと伸ばしてくれということを申しておきますので、将来に向けてお考えいただけたらと思います。

非常に分厚い冊子で、事前にお読みいただいたという前提はあるのですけれども、お気づきの点、ご質問なり、コメントなりいただければと思います。

本日は、栗本委員がご欠席なのですけれども、今までの私の覚えている限りでは非常に積極的に発言をしていただいているので、是非、ペーパーにしてでもご意見を出してもらって

ほしいということで事務局にお願いして、意見をいただいておりますのでお考えいただく際のご参考までに、先に、栗本委員のご意見をご紹介させていただきたいと思います。

「まず一番目は、計画一覧表なのですけれども、昨年と同様という計画が多いことが気になりました。同じであるということが即ちいけないわけではないけれども、成果のあったものを、同じ目標で、同じ計画で進めたという場合は問題がありませんけれども、逆に、問題があったのにもかかわらず踏襲しているということは、そのこと自体が問題であって、一覧表からは、それが見えてきません。」

「全般的に行政の取組評価については、政策評価などが入るようになってきています。それを参考にして、例えば、人権文化の実施事業について、将来については、そういう記載方法を工夫されてはいかがでしょうか。」

「数字は数字で意味はないことではないのですけれども、その裏に隠れた事実とか中身の評価というものがやっぱり出るような形が、逆にいえば、少人数の参加しかなくとも、内容的に充実していたということもありうるので、そういうことをやはり読み取れるように考えてもらいたいと思います。」

次の問題として、「全体として、人権課題の当事者を弱い立場にあるもの、守るべき、守られるべき人、救済されるべき人というアプローチが多いように思います。例えば子供に関する場所で、子どもの権利条約が出てきますが、子どもは権利行使の主体である、という観点からの取組、それがこのレポートでは余り出てきません。もちろん被害者という立場、被害者の救済は、人権の重要な目的の一つですけれども、実は、被害者という前に、権利も持っているのだという立場からの見方、アプローチもいるのではないかと思います。」

これは、栗本さんらしい、歯に衣着せぬものの言い方で、我々としても傾聴すべき点があるかと思えます。

それから三番目の問題として、これも栗本委員がいつもおっしゃるように、「重要課題の当事者に対しては、どう働きかけるかというアプローチが中心であると思いますけれども、人権問題の解決については、マイノリティと並んで、やっぱりマジョリティ、多数の人がどう言っているかという点が問題なので、例えば女性の場合、男性の意識改革無しには、この問題は、解消しないので、そういう立場からの取組もより前面に出してほしいと思います。また、ホームレスに対する偏見へ積極的な取り組みや、公務員に対する啓発・研修の必要性もあると思います。」

この3点でございます。

それぞれお考え、あるいは疑問に思われた点がありましたら、ご遠慮なく発言していただきたいと思います。

#### 【坂元副座長】

重要課題の取組調書の最初の女性のところですが、子どもの場合には、児童虐待について、通告件数731と書いてあります。女性の場合は、ウィングス京都で、相談件数の

うち24.6%が暴力に関する相談であるということですが、件数が大体どのくらいあるのかということを知りたいと思います。

なぜこんな質問をするかという、取組の中で、民間シェルターを補助の対象としているのですけれども、その補助の対象数というのが、財政の問題もあるかもしれないのですけれども、相談件数というのが被害者数だと考えますと、実態に即したものかどうかということを知りたいなと思っているものですから、この点もしおわかりになれば教えていただきたいと思います。

**【安藤座長】**

関係部局の担当者は、ほぼ全員ご出席頂いていますので、ただ今のような質問もご遠慮なくお願いしたいと思います。もしわかっているようでしたらお願いします。

**【男女共同参画推進課】**

ウィングス京都での相談件数の件なのですけれども、平成18年度で、全相談件数が1,781件ございましたのですが、その全相談件数中、女性への暴力に関する相談件数ということで、438件ということになっております。

**【安藤座長】**

ありがとうございました。

**【坂元副座長】**

補助の方はどれくらいですか。民間シェルターに対する家賃相当の補助を行うということですが。

**【男女共同参画推進課】**

それは、1団体に対して補助を致しましたのが18年度の実績ということになっております。

**【安藤座長】**

1つの団体だけということですね。ほかにもどうぞ、ご自由に。

**【坂元副座長】**

先ほど栗本さんの議論で重要だなと思ったのは、例えば、ドメスティックバイオレンスを考えた場合、被害者の方が相談に来ていますが、他方で、ドメスティックバイオレンスを行った男性が、被害者の女性との関係はいろいろな形ではあるかもしれないのですけれども、こういう男性が抱えている問題もありうる気もしまして、こういう場合の研修というか、ド

メスティックバイオレンスの過去を持った人の立ち直りというか、行っているところはあるのでしょうか。

マジョリティというか、している側の話です。わかりましたといった後に、また同じことをやるということになると、いつまでも同じことを繰り返して、している側にも、非常に本人がわからない内省的な問題とかいろいろあると思うので、それを対処するために、何か研修とか、何かそういうしている方の相談とかあるいは何か、もう少し立ち直れるものとか。そこにはまだ目が行かないのでしょうか。被害者の側ばかりでしょうか。

#### 【安藤座長】

いわゆるセラピーの問題ですね。加害者が要するに悪いということだけではなくて、悪いなら悪いなりに、どんな原因があって、そういうことをやっていかないと、長期的な解決にはつながらないのではないかと、そういう趣旨のご質問だと思います。できる範囲でご回答願います。

#### 【男女共同参画社会推進課】

確かに、国、都道府県でいろいろ計画をたてて、政令指定都市でも、いろいろな対策を進めていっているところなのですけれど、被害者に対する相談、カウンセリング、あと実際緊急に避難しなければならない方の一時保護とか、そういった形の対策の方に力が入っているところかと思えます。

#### 【安藤座長】

これは石元先生がご専門なのですけれども、たとえば同和問題についてですが、いままで日本の政策の中心は、同和教育はマジョリティに向けてなされているものです。同じような発想がDVの場合も当然いるのではないかということだろうと思います。少なくとも、ご提案として、お聞きいただけたらと思います。

#### 【石元委員】

今の点で言いますと、加害者だった男性に向けた、非暴力教育プログラムというのをしているグループというのが大阪にあるのですけれども、それは、そこにきておられる男性というのは、やはり自分の暴力性を自覚された方で、そこまで行かない人がたくさんいるのですね。いろんな形で活動はされているようなのですけれども、それほど大きな規模にはなっていないようです。私も詳しいことはちょっと分からないのですが、そういった取組をやっているNPOがあるということです。

この報告書を見て、重要課題ということで挙がっているのですけれども、私は大学の教員をしているのですけれども、大学で学生に教えていて、人権問題であるとか、人権教育という、学生が持つイメージというのは、差別問題というようなイメージというか、理解をす

るのですね。

人権問題は、差別問題を含むわけですが、人権問題全てが差別問題だというわけではないのですね。いうまでもないことですが、この重要課題というような項目の建て方でいくと、人権問題というと、差別問題であって、一部の人たちが抱える問題というようにとらえられやすいといえますか、要するに人権問題と言うと、ひとごと、他人事だというようなそういうイメージでとらえる、要するに、自分には関わりがない、どこかで非常に困難を抱えている人たちの問題だという見方になりやすいと思うのですね。

こういう重要課題というような項目の建て方の最後に、その他の課題がある訳ですが、人権の概念という時代によってどんどんと広がってきている訳ですね。今から30年ぐらい前だと、子どもの人権というようなことを言う人というのは、ほとんどいなかったと思うのですが、今は当たり前のこととして、子どもの人権という議論がされていますし、これからも、人権の概念というのは広がって、かつ深まっていくと思うのですね。

そういったもので、まず人権というのは、すべての人に関わる問題で、特定の人に限定された問題ではないのだというようなことをまず最初に置いて、その中でも、個々個別の様々な課題があるのだというような議論の進め方をした方が、市民にとっては、人権というのが、自分に関わる問題なのだということに捉えやすいのではないかと思います。

少なくとも、人事、他人事で自分には関係がないけれども、困った人がいるから、考えてあげないといけないのだ、というような捉え方にならないような問題の立て方というのが必要かなというように思います。

こういう項目の建て方というのは、どこの行政でも同じようにやっているのですが、やはりそのことが、何か人権問題を縁遠い問題にさせているようなところがあるように思っています、こういう柱の建て方の工夫が要るのではないかなと思います。

#### 【安藤座長】

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、個人的になりますけれども、私もいろいろ講演を頼まれて、行ったら一番初めに、石元先生が今おっしゃったことを言うようにしています。

つまり、我々一人一人の問題、みんなの問題、それも日常的にそこにある問題というところからスタートすべきであろうと思います。よろしくおねがいします。

#### 【康委員】

外国籍市民に関することについてお話しをさせていただきたいと思います。たくさん取組がされていたり、また、新年度新たに取り組みされる、そういうこともたくさんあるみたいですので、それは大変いいことだと思っているのですが、それ以前に、まず外国籍市民に関するところでいつも言われることは、周知が足りないのではないかとことです。

良い取組をされていても、実際に必要な人がそれを知らないで、そういう所に行けば、そ

ういうことをしてもらえるとということを知らなかったという人が多いのではないかと、ということがよく言われます。

だから例えば、国際交流会館に、市政に関する知識を有する通訳者を配置されるということ、もうされているのでしょうか、とてもいいことだと思うのですが、これは、その国際交流会館に行かないとそのサービスを受けられないということでは、とても、限られた人しか恩恵にあずかれないということになるかと思うのです。例えば、各区役所や支所に外国人が来た場合に、そこのそれぞれの区役所の窓口の方が、積極的に、そちらに電話をして、つないでくださるという取組がされているのか、またそういうことが、各区役所支所の職員に周知徹底されているのかということが非常に気になります。

区役所や、支所にまいりますと、いろんなパンフレット類はあるのですが、ただ、並べて、陳列されてるだけです。特に、ここにこれがありますからという説明を口頭で受けるということが必要です。私は日本語が問題ない人間ですので、そういう説明をしてもらえないということなのかもしれませんが、各区役所の窓口というのは、確実に外国籍市民にとっては関わりのある、定期的にかかるといけない場所、窓口ということになりますので、そういうときに、例えば、印刷、紙1枚であっても、外国籍市民が受けられるこういうサービスがありますというものを渡していただくということをして欲しいのです。

そうしたら、その方自身は必要としなくとも、その方のお知り合いとか、病院行くときに通訳がなくて困っている人を知っているとか、そういう人がいらっしゃるかもしれないので、そういう形でもっともっと、周知の努力をしていただきたいなということを思っています。

#### 【安藤座長】

ありがとうございます。設備を置いて、それを本当に利用者に利用してもらえるような状況を作り出すということですね。

#### 【国際化推進室】

ご質問のございました行政通訳の問題に関しましては、平成17年度、18年度にかけて、区役所、学校などの行政関係の窓口の職員へのアンケート調査を行いました。それから無作為に外国籍市民の2,000名の方に、窓口における言葉の問題についてのアンケート調査を行いました。

その結果、一応、大抵のことは通じているのですが、やはり、年に何回かは、どうしても通訳が欲しいというような場合がでてくるということです。それに答えまして、今年度から、まだ始まっていないのですが、10月から始める予定でございます。今は通訳者の方に、例えば健康保険の内容であるとか、税金であるとか、そういうことの行政の基本的なことについてレクチャーをしているところでありまして、それが終わりました、10月から実施します。

外国籍市民の方が区役所に来られましたら、区役所の職員が、これは言葉が通じないと

思ったら、国際交流会館に電話して、通訳者の人と替ってもらいます。そして、どうしても電話だけでもできない場合は、来てもらうということもあり得るということで、区役所の方には周知は徹底する予定でございます。

それから、それ以外に、国際交流会館に外国籍市民の方が直接来られてという場合もあるかと思えます。

あとはいろんなサービスしていることを、どのように外国籍市民の方に知っていただいているかということなのですけれども、生活ハンドブックというものを、英語、中国語、ハンブル、スペイン語と、4箇国語の冊子のようなものが区役所にも置いています。ですが、なかなか目立たないので、御存じない方も多いということで、その点につきましては、色々と工夫は必要かなとは考えております。以上です。

#### 【安藤座長】

ありがとうございます。康先生がおっしゃられたように、外国人登録のチェックにこられたときに必ず渡すようにするとかいうことで、ずいぶん便利になるかと思えます。

#### 【平田委員】

PR、周知徹底の話が出ています。むしろ私は、京都では積極的にいろんなパンフレットとか、冊子などを工夫して、比較的良好にやられているのではないかという感じは持っています。

私も、長いこと新聞を作っていました、よく、こういう記事を書いてくれとかいう注文もあるわけです。必ず言うのは、去年、一昨年と同じことをやっていると、記事にはなりませんよと。昨日もある方とお話していたのですが、去年の行事をそのまま今年もやると、これは記事にはなりませんよと。第4回が第5回になっただけですよ。やはり、年々、社会状況に応じて、あるいは市民の皆さんのニーズに応じた、いわゆる目玉をやってもらわなければと。

そういう意味では、そういうことを周知徹底されていることは、私は割にしておられるのではないかと感じています。ぜひとも、この路線を、しかも内容的に非常に写真とか、カラーなんかをふんだんに使われて、目につきやすいようにされています。これは本当に評価をさせていただきたいと思うのです。

そのうえに立って、今おっしゃったように、いろんな場合を通じて、周知徹底、PRを図っていただきたいと思います。これは障害者問題でもあるのですけれども、外に出てきている人は、割にいろいろなことに目に入りやすいのですけれども、やはり在宅、長いことお家の中におられる方は、なかなかそういうことには接する機会というのもございませんので、むしろ、そういうことにもぜひとも力を入れていただきたいと思います。最終的には、優しい言葉で、分かりやすい内容で、ということをお願いをしておきたいと思えます。ありがとうございます。

### 【安藤委員】

ありがとうございました。

### 【杉原委員】

この推進計画で、何点かあります。一つは、同和問題なのですが、同和問題の市民に対する啓発というのは非常に私、難しくなっていると思うのです。というのは特に昨年、様々な不祥事というのが報道されました。京都市については公務員の問題というのが、だいぶ前から色々と報道されています。市民の中には、やはり同和問題について従来の啓発だと、どうしても、建前だけ言っていると思っている人もいるということです。同和地域の中には様々な人がいて、まじめにされている方も当然多くいるわけなのですが、ただ、それがなかなか市民に伝わらないということだと思います。

それで、従来と同じようなことをしては、もうだめだと思うのですね。そういうことでいうと、市民に届くような同和問題の啓発のあり方というのは、やはり本腰を入れて検討していかないといけない段階にきているのではないかということが1点です。

この9ページの中に、環境改善の取組ということであがっています。これは啓発ではなくて、これまでの同和事業のあり方に関することになるのですけれども、同和地区のまちづくりでいうと、典型的なのですが、改良住宅が壁のようになっていて、孤立したようなまちづくりになっているのですね。駅のそばにあって、非常に寂しい形になっていますし、公営住宅の下側の店舗、シャッター閉まったままになっている。非常にターミナルのそばなのに、人通りが少ない、非常に寂しいまちになっているという、同和対策事業のまちづくりの何か大きな欠点があるのではないかなと非常に強く感じます。とくに1960年代に立てられた改良住宅、同和向け公営住宅というのは建替えの時期に来ていますし、市民が集まれる、隣保館をどういうように使っていくのかという課題とも関わると思うのですけれども、交流という視点を入れたまちづくりということを考えていかないといけないと思います。ですから、同和問題については市民啓発の手法の問題とまちづくりの問題があるということです。

それと、子どもについてなのですが、栗本委員も指摘されたように、子どもの権利条約にあるような権利の行使主体という視点がやはり欠けているように思います。子どもは保護の対象、指導の対象というような形でどうも書かれているというような気がやはりします。この中で、文章がおかしいなと思うところがありますので言っておきますと、3ページの計画策定以降の現状と課題というところの第2段落、「また、児童虐待が子どもの心身を深く傷つけ・・・」という3行の文章なのですが、その2行目で「子どもが健全に育成されるための意識啓発と防止に向けて」とあるこの「防止」というのが何の「防止」かというのが、多分、子どもの虐待の防止なのでしょうけれども、補っておいたほうが、ちょっと意味が通じにくいように思いました。それと、「子どもが健全に育成されるための意識啓発」、これは誰に対する意識啓発なのかということのもやはり読み取りにくいように思います。市民全般なのか、親なのかですね。

それともう一点、4 ページの 1 行目の子ども相談センター、パトナとあるのですけれども、  
どういったところなのかということ、御説明いただきたいと思います。以上です。

**【安藤座長】**

ありがとうございました。では、パトナの説明、簡単に行えますか。

**【学校指導課】**

パトナに関しましては、まだできて5年か6年位だったと思うのですけれども、相談センターと申し上げますように、ひとつは不登校気味の児童、子どもに対してカウンセリングという  
ような機能をもっております。また、ボランティアを通じてですけれども、電話相談とかも行  
っております。またパトナにおきましては、不登校児童を対象とする学校として、学校とい  
うものを開設しているというような状態でございます。パトナは学校の一部ではございませ  
んけれども、パトナの中にそういったものを開設しているということです。いじめ、不登校と  
いったものに関しての課題に関して中心に取り組んでいるという、そういう施設でございま  
す。

**【杉原委員】**

場所はどこになるのでしょうか。

**【学校指導課】**

すぐこの近くにあります。東洞院です。

**【事務局】**

中京郵便局がございますね、そのすぐ北側です。

**【学校指導課】**

昔の閉鎖しました学校を跡地ということで活用したものです。

**【安藤座長】**

次からマイクを委員用に2本くらいは用意しておいてほしいと思います。

**【石元委員】**

いろいろ出されている中で、障害のある人、高齢者のところで指摘がなかったのが、一つ一  
つさせていただこうかなと思います。

ひとつ、障害のある人の取組調書のところなのですが、19年度の主な取り組みで、一昨年か  
らの京都方式、今年度からの新京都方式ですか、これについては、確かに施設を利用しておら

れる障害のある方の利用料を軽減するという方法で、非常に優れた政策だと思います。全国に先駆けて取り組まれて、各自治体がそれを導入していくという取り組みで、非常によかったと思うのですが、障害者自立支援法の中で、少し私が関心持っているというのと、それから取組を急がなければならないなと思っているのが、就労移行支援と、就労継続支援ですね。

これは、何かといいますと、いわゆる働ける障害のある方、あるいは働く意欲のある障害のある方、こういう人たちをいかに企業に結び付けていくのかということなのですが、この取り組みが、親切任せではおそらく進まないと思うのです。先ほども栗本委員の発言にもありましたが、マジョリティの意識が気になるというところですね。就労についてのマジョリティというわけではないのですが、要するに受け手側、いわゆる企業側の意識が確かに気になるところでして、障害のある方でも働ける、そういう環境を作ることが企業にとっての社会的責任であるというような働きかけを企業にどの程度おこなえるのか。まさに新京都方式はありませんが、そこら辺りを少し考えていただいて、新たな、各自治体あるいは国に対する提起ができるようになるというように思いました。

企業側の採用の取り組みというのは、全国を見れば、いくつか先進的な取り組みをしているところがあります。たしかに地域特徴というところもありますので、それがすべて普遍化できるかといったら、そういうわけではありませんが、そういうようなところを参考にさせていただきながら少し取り組んでいただけたらなというように思っているところです。

それから、高齢者の部分のところなのですが、19年度の主な取り組みのところでも読ませていただいているのですが、今回の課題にもあると思いますが、人権擁護委員さんとかかわりですね、これが19年度の主な取り組みの中に載っていないのは、少し気になりました。それも、これからのち行われます議題、あるいは報告のその他のところですね、「人権擁護委員相談の活性化等」というようなところがあるので、ここで入ってくるのかなあというように思ったりしていますが、最近、高齢者を狙った詐欺ですね、商品の売り込みであるとか、短期間の取り替えであるとか、従来からあるものなのですが、あれがかなり、急増しているという話を伺っております。そういうところで、未然に相談できる方であるとか、あるいは見守りができる方であるとか、そういった取り組みも意識啓発としては必要になってくるのではないのかなと思っているところです。

これは、人権擁護委員だけではなくて、民生委員の絡みもあるのかなと思いますので、2の(6)の提案を踏まえてまた考えられたらというように思います。よろしくをお願いします。

#### 【安藤座長】

ありがとうございます。ほかにもあると思いますので、もし、今日許された時間内でご発言頂けない場合は、ペーパーにしてのちほど事務局の方へ送って頂けたらと思います。

それでは、次の2番目の、人権啓発サポート制度の開始について、なるべく簡潔にしてお願いしたいと思います。

**【事務局】**

((2) 人権啓発サポート制度の開始について説明)

**【安藤座長】**

いろいろ御質問、御意見あると思います。栗本委員の御意見をご紹介しておきます。「たらいまわしを防ごうという意図は非常にいいけれども、これもかたかなで、ワンストップサービスネットワークというのは、ちょっと具体例を挙げていただかないとわかりにくいと思います。Q&A形式での説明や、活用例をつけるなど、利用する市民や企業に分かりやすくイメージできるものにして欲しいです。また、PTAや企業などに頼んでモデル事業を実施し、広報に活用することも有効ではないでしょうか。それと、「苦情や要望をお聞きするものではありません。」とあるのは、制度の趣旨としてはそのとおりなのですが、どこにどうすればいいのか、ということも示す必要があるのでは、と感じました。」

アメリカを中心に、ヨーロッパもそうですけども、日本の人権問題もそこから学ぶことが多いので、ついつい原語のカタカナを使います。使う方は、しばらくすると慣れて便利なものだから使うのだけれど、特にお年よりの方は、何を言っているのかということもあります。栗本委員から御提言があったということをご紹介しておきます。

この点、ほかにもどうぞ、御自由に御発言ください。康委員、どうぞ。

**【康委員】**

この広報資料はどこに配られているものですか。

**【安藤座長】**

広報資料の配布先ですね。

**【事務局】**

2枚目の資料等につきましては、区役所、支所のまちづくり推進課の方の窓口に置いているという状況でございます。

**【康委員】**

そうですか。回覧版で回されるとかは。

**【事務局】**

回覧版まではできておりませんが、市民しんぶんには載せておりますし、本日配らせていただいております資料のアイユークョウとの中でもこういう制度をさせていただくということでお知らせをさせていただいております。各世帯全部にお配りするというのは市民しんぶんでということになっております。

**【康委員】**

PTA はよく人権をテーマにした家庭教育学習など実施をしているわけですがけれども、PTA も利用することができるのでしょうか。

**【事務局】**

PTA につきましては、教育委員会を通じてお話をお伺いすることになります。いろいろなところから実際にどのような資料があるかとか、こんなことを考えているけれども講師とかは相談できないか、というような御相談は、本日参っております人権文化推進課なり、経済企画課担当の方にご連絡いただければそこでご相談させていただくということで進めております。

**【康委員】**

PTA に派遣は可能なのですね。

**【事務局】**

はい。

**【康委員】**

こういうご説明をいただいたときに私の方ですごく気になりますのは、これが、本当に例えばPTAで周知徹底されたら、たぶんたくさん引き合いがあるのではないかと思うのですけれども、それがまた多すぎると、全部にきちんと対応できるだけの体制がされているのかということです。実は先ほど時間がなくて、ご質問できなかったのですけれども、事業計画に関して、いつも疑問なのは、予算の話が全然ご説明がないので、どの程度、本気でお取組をしていただけているのかなということです。これでたくさん引き合いがあったときに、きちんと答えていただけるのかがすごく気になるのですけれども、予算がどのぐらい充当されているかについてもご説明をいただきたいなということ、先ほどから本当に思っております。

**【安藤座長】**

どの方でも結構ですのでご回答をどうぞ。役所の縦割りというのは京都市だけの問題ではないのだけれど、人権というのは本当に行政全部に係るのだから、私にすれば、市長室の中に人権相談を置いておいて、市長がすぐ関係課にとばすというようなシステムを、ということですね。

あとでシステムの話も出てきますけれども、それぐらいでないと、今おっしゃったようにアイデアはよくて、名前は付けたけれども、さて、動き出したら、問題がやっぱりついてくると思うのですけれど。

### 【事務局】

講師の派遣等につきましては、実際それぞれどういう課題によるかということで、私どもの方で担当の課と相談させていただきます。一つのところに、二重、三重と重なってきますと、なかなか日程の調整という部分等も厳しい部分もございます。ご理解いただきたい部分がございますけれども、今、実際に始まりました中で、企業の方から依頼をいただいているという部分はございません。それぞれ相談頂くものを、庁内人権各課の協力を得て進めるということにしております。御相談をいただくなかで、ご了解いただいて、できるだけ多くの御利用をということで取り組んでいくということがございます。

この事業に関しましてはとくに予算という枠はないのです。それぞれの担当課が出向いていって御説明するとか、資料を提示するとかいうことになります。

あとは、それぞれのテーマによって、派遣する課が集中するとちょっと物理的にしんどいとか、そういう調整はあるかと思うのですけれども、出てきたテーマと関係課の方でいろいろ調整させてもらって、できる限り対応していきたいというように思っております。

### 【康委員】

講師の派遣のところに、職員、外郭団体とありますので、職員でしたら職務の範囲内ということになるのかもしれないのですが、外郭団体から講師を派遣する場合は予算がつくのかなというように受け取ったのですけれども。

### 【事務局】

それもいわゆる外郭団体の職員さんが直接行くという形になりますので、言うなれば、われわれ市職員と同じ立場で参加させていただきます。

### 【安藤座長】

同じようなことを他のある都道府県もしており、講師派遣の補助について、世界人権問題研究センターにも、相談に来られました。我々は、その道のプロを紹介するのに、それなりの予算、報酬がわからないといたら、それはもう予算で決まっていますということでした。ということは、講師には職員の方が行かれるということです。職員の方はそれなりの現場の御経験はあるのですが、それがPTAの方で要望されているのと合うかどうかという問題があります。さきほどのような御質問、御要望があるということ踏まえて頂きたいと思えます。

民間なら、どんどんきってもらったら、はやってもものすごくいいのですけれども、お役所の場合いつもそういう発想がないので、はやったらどうするかという、あるいははやるように、はやるためにやっているんじゃないかと、その観点もよろしくお願ひしたいと思います。

他にございませんでしょうか。こういうようにいくらでもせっかいいいアイデアが出る

ように準備も皆されてきているのに、時間の制約で生かせないというのは、非常に残念なので、せめて3時間、中休みを置くとしても3時間ぐらいは計画していただきたいと思います。

それではこれも、あとでお気づきの点がありましたら、ペーパーで事務局の方へお寄せください。

それでは3番目の問題、京都市人権相談救済ネットワークです。これも大きな話ですけど、よろしくをお願いします。

#### 【事務局】

((3) 人権相談・救済のネットワークの構築について説明)

#### 【安藤座長】

栗本委員のご意見を御紹介させていただきます。

「ネットワークも情報交換ということでもいいのですが、具体的に相談にきた場合に、どこが関係部局の中でイニシアチブを取るのかということが見えてきません。たとえば、外国人の方がDVの相談に来られたら、国際課がするのか、そういうDV専門のところがやられるのか、それによって、相談に行ったほうは動き方がずいぶん変わってきますから、それについて少なくともどう考えておられるのかということをお聞きしたい。」この点につきましてご回答いただきたいと思います。

#### 【事務局】

きちんとどこか一つが完全にイニシアチブを取ってというようなことはまだ決定しておりませんが、今の話でしたら、男女共同参画推進課とそれから国際交流会館の方々が連携をしながら、人権課題を解決をしていくということであると思います。日常的には、おそらく国際交流会館の方々との接触がおそらく多いと思いますので、日常的なサポートはその国際交流会館の方々がしながら、DVに関しては男女共同参画推進課の方の担当でサポートしていく、そんな形で進めていくしかないのかなというように思っております。

#### 【安藤座長】

これはまったく別の話ですけど、日本の銀行がバブルの前に、国際金融でがんばろうということで、いわゆる外国語のできる社員を各地に派遣しましたが一つも成果が上がりませんでした。結局、通訳はいろいろなところから採用する方法があるから、日本で銀行業務をバリバリやる人を派遣してやっと成果があがりました。つまり、今の問題ならば、国際化推進室の目的はほかにあるわけですから、私だったら男女共同参画課が中心であると思います。このあたりを考えられて、栗本さんはわざとこういう例を出されたのだと思うのですが、どこがイニシアチブを取るということぐらいの申し合わせがないと、ネットワークを作っても機能が非常に阻害されると思うのです。それでは皆さんご自由にご発言ください。

**【事務局】**

先ほどのサポート制度と同じ考え方なのですが、個別の課題が明白、明確にあって、担当課がわかっていたら、担当課に直接そちらに聞きに行くとかいうこともあるかと思うのですが、大概の場合、いま言われたような問題が複合していたり、どこに言えばいいのかわからないという現状があるかと思います。そういう意味で、いわゆるワンストップサービスという意味でも、人権文化推進課が一応の窓口ということで受けて、その問題の性質によって、直接担当課の方へつないでいくというような形をとっていきたいというように思っております。

**【安藤座長】**

ワンストップという意味がやっとわかりました。

**【男女共同参画推進課】**

男女共同参画推進課のほうでも、これまでから女性に対する暴力の防止に関する庁内連絡会議ということで、関係各課の方と情報交換をしてきております。さらに、京都市が中心となって、京都府、京都府警、あと関係団体と連携しまして、京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議ということで、年に何回か会議をしたり、年間シンポジウムなどの取組は進んでいるところではございますので、御報告致します。

**【安藤座長】**

よろしく申し上げます。

**【安田委員】**

少し、具体的なイメージとしたら、市民の方は、どのような形で、人権相談救済ネットワークの利用が可能になるのか、少し相談の流れを教えてくださいというのですけれども。

**【事務局】**

当面の取り組みでも説明させていただきましたが、今現在開いていますすべての窓口の情報を一元化したものを、どの程度の冊子になるかはわからないのですけれどもまずは作成をして、それを市民の方々にも取っていただけるようなことを考えています。どういう相談はどの窓口にとというようなモデルケースも書ければいいなと思っているのですけれども、そういう形ではまずは窓口を周知をさせていただいて、どこで、どういう相談をやっていますよというのを広く市民の方々に知っていただきたいなところです。あまり具体的ではないかもしれませんが、今考えておりますのはそういうところです。

窓口同士の連携もそれで図っていきたいと思います。こういうケースがあればこういう形

で処理できましたよというようなモデルケースを関係ネットワークの中で共有できて、次にはつなげていきたい、そんなところが、今現在の構想です。

**【安藤座長】**

今のネットワークの話は、中の話ですね。ご質問は、外からはどうなんですか、ということですね。

**【事務局】**

市民向けといいますか、周知という意味で、この次の議題になるのですけれども、人権レポートの裏面に、女性問題であれば、こういうこれこれのセンターがありますよ、というように、いわゆる相談窓口のマップを付けています。これをもう少し充実した、もう少し具体例に応じて、こういう場合でしたらこういうセンターがあります、こういうケースでしたら、ここにご相談ください、というような、そういうマップのようなものは作りたいなというのが一つです。それとあと今座長からありましたように、庁内として、役所の中ですけれども、先ほど申しあげましたようにやはりきちんとイニシアティブをとる課があって、それぞれの関係課が縦割りではなしに少なくとも自分のところではこのようなことを請け負いますよ、というようなそういう情報はきちんと把握した中で、もし困ってどこに行ったらいいのだろうというご相談を受けたときには、それに基づいて関係課を呼んできたりとか、調整するというか、そういうような案内といいますか、役割は果たしていきたいなというように思っています。

**【安田委員】**

ありがとうございます。ちょっと一言だけ意見を言わせていただいてもよろしいでしょうか。こういうような相談窓口があるというようなことを、パンフレットとして載せていただくというのはすごく大切なことだと思うのですが、ワンストップサービスも重要だと思うのですが、一方で区役所もありますので、市民の方もいらっしゃると思いますし、お電話もしにくい方もいらっしゃると思いますので、区役所等で、なんでも相談みたいな、今でもやっておられると思うのですけれども、本当に地域に密着した、行政ならではの取組、自治体ならではの取組をお願いしたいと思います。

**【坂元副座長】**

もうすでにお答えいただいているのですけれども、モデルケースをできれば複数あげて頂ければいいのではないのでしょうか。要するに女性の問題だとわかるけれど、自分がかかえている問題は本当にここで取り上げて貰える問題なんだろうか、というのが、普通市民が素朴に考える問題、発想ですから、そういうところをせっかくこれだけの相談窓口があるのであれば、いくつかのモデルケースをお示しいただいて、市民の方に相談をする敷居をできる

だけ低くして頂いて、活用していただく、そういうことをお考え、工夫をしていただければ  
なと思います。

**【杉原委員】**

今までの話の中で、ちょっともう一つイメージがつかないのですが、窓口をできれば一本  
化したような形で、ナビゲーションが出来れば、というような話になったのですけれど、  
そうなってくると、いわゆるワンストップサービスになるのでしょうかね。

**【事務局】**

お受けする窓口が一つ、ということで、いろいろとばらばらに行っていただくというので  
はなしにですね。

**【杉原委員】**

とりあえず、ひとつの窓口で受けられるわけですね。

**【事務局】**

テーマがよく分からない場合です。どこにいったらいいかわからない、という時にです。

**【杉原委員】**

あなたのおっしゃることについては、どこどこの局の何々課に連絡しているから、結構で  
す、とか。そこが担当になりますので、また連絡させてもらいます、とか、というようなイメ  
ージなのでしょうか。

**【事務局】**

そうですね。実際はそうなのかと思います。

**【杉原委員】**

なるほど。

**【事務局】**

その課で全てお受けできればいいのですけれど。

**【杉原委員】**

無理でしょうね。

**【事務局】**

先程もお話がありましたように、やはりそれぞれの専門の部署で、ということになるかと思えます。

**【杉原委員】**

それと窓口は、たとえばこのパンフでいいますと、相談したいな、と思われる市民の方が、自分でこれを見て、ここじゃないかな、ということを確認して、連絡する、ということでしょうか。

**【事務局】**

という場合もある、ということです。

先程から申し上げておりますように、この問題は、いろいろな要素が絡まっていて、どこに言えばいいのかわからない、というのが結構多いケースかと思うのです。そういう場合などは、切り口としてたとえば高齢者問題とか、ある程度はつきりしていたらそこに行かれるかもしれませんけれども、よくわからない場合には、たとえば福祉事務所とか、区役所とか、われわれのところとか、そういうところに来られるかなと思います。そういったときに少なくとも京都市の庁内のネットワークといいますか、関係課が、出来る限り連携を密にしていって、そういった情報があれば、すぐお繋ぎできるように、こういう施策があればご紹介できるように、とそういうものを用意していきたいな、というように思っているところです。

**【杉原委員】**

耳で聞く部分については、よくわかるのですけれども、もう一つイメージが湧かないというところがあります。ただ市民が相談したいときに窓口で連絡できる、相談できる、という体制は非常に必要だと思いますから、電話でのラインもあってもいいと思うし、さきほどおっしゃった区役所にそういうような窓口を置くという、地域密着の体制をとる、ということもいいかと思います。だから複数の方法、あるいは窓口設定というようなことがやっぱり必要になってくるのではないかなと思いました。もう少し具体的なシステムであるとか、全体図であるとかというようなものがわかればありがたいなと思います。

**【安藤座長】**

市民から見たら、支所でも、区役所でも、どこか1箇所に行ったら、それはもうあとは中でパッパッパッと繋ぐ、それがワンストップサービスです。ただここで言っているのは庁内の調整システムをこういうように作っていますということで、われわれ委員はご説明を聞いてわかりますけど、それが一人一人の市民にとってどうはね返ってくるのか、その視点が、ちょっとこの今までのご説明ではわかりにくい。はっきり言えば、法務省とも絶えずつながっているべきだと思うのです。その事件は、やっぱり法律訴訟とか、あるいは調停に行かないとけりがつきませんよ、ということを経験のところで言ってあげられたら、それが本当の

ワンストップサービス、市民から見たワンストップサービスではないかと思えます。一つの意見として記録いただければと思います。他にこの点、何かございませんか。

#### 【康委員】

まず、こういったご相談というのは、確実に解決が必要とされる場合と、やはりいまこのご時世ですので、市民の方の中には、さまざまな問題を抱える方もいらっしゃると思いますので、苦情みたいな、そういったご本人のご負担を打ち明けられる方も多いと思うのです。そうすると、法務省ではなかなか相手にはされない。また、実際に女性の問題であれば大きな権限を持っているのは府です。そこまでいくときちんと相手にはされない。ただ、どうしても聞いてほしい、文句を言いたい、というようなこういった市民の方のために、もちろん解決すべき点は解決しなければならないというようには思うのですけれども、一方で、市民の方の苦情なりストレスなりを、こういった形で吸い上げるという必要があるのではないかと思います。もちろん職員の皆さんはさぞご負担は多いと思うのですけれども、大事なことだと思えますので、その取り組みのところが大切にさせていただくと同時に、どうぞ大事なところに行く寸前までの場合、市民の方への対応をしっかりしていただければと思います。

#### 【安藤座長】

この前国連人権部のあるジュネーブに行きました。国連人権高等弁務官事務所というところがあって、そこの職員に話をすると、もうだいたい電話がかかってくる 90 パーセントは、文句を言ったらもうそれで気が済んだ、という、その程度で解決する問題も多い。それはしんどいけれど、やっぱりそれは公務員の役職のひとつなので、そういう窓口を置かれると、相当うまく機能すると思います。また、ご発言いただけなかった部分は、文書でお願いしたいと思います。次に、京都市の人権レポートについてお願いします。

#### 【事務局】

((4) 京都市人権レポート(平成18年度版)の発行について説明)

#### 【安藤座長】

この話は、先程のところはかなりカバー出来ているので、さらに委員の間でご意見、ご質問がございましたらお願いします。

PRとか、教育とかいうのは、時間がかかるわりに、成果が短期間で出にくい問題ですけれども、基本的なことはやっぱり大事に、それも忍耐強くしていただきたいと思います。

それでは、具体的な問題があった方がご意見も出やすいと思いますので、平成18年度人権擁護活動の概況ということで次に移らせて頂きます。あわせて人権擁護委員相談の活性化についてもよろしくお願い致します。

**【事務局】**

((5) 平成 18 年・人権擁護活動の状況の概況について 及び (6) その他 の 人権擁護委員相談の活性化について説明)

**【安藤座長】**

これも市民の側からみて、やっぱり市に関連するどこかの窓口で相談に行ったら解決する、つながる、あるいはそれに近い状況、少なくとも筋道がみえてくる、ということが大事なので、どうやったら、お客さんに自分の思いが届いて利用して貰えるか、というそういう視点で是非努力を重ねていただきたいと思います。人権活動の概況、それと相談・受付と、両方含めまして、どうぞご自由にご発言いただきたいと思います。

**【坂元副座長】**

新聞の記載の方法なのですけれど、たしかに、連絡先は京都いつでもコールということで、ほかの相談と同じように連絡先になっているので、12 ページを見てくださいということになっているのですが、やっぱり何かここで見つけた人がすぐ電話は何番かというのがわかる形にしておいて欲しいです。何か一度見て、さらに今度は12 ページを見てというのは、何かあまり親切ではないというような気がするのですがね。

ちょっと工夫がやはりいるのではないかな。ほんとにもう少し来てもらいたければ、囲みにしてみたりとかですね、なにかもう少し目立つ形にするとかですね。読んだ人が目に付く、あるいはすぐアクセスしやすいという、そういう工夫をしていただければな、という印象を持ちました。

**【安藤座長】**

ありがとうございました。

**【上田委員】**

この特設相談所なのですけれども、私が思ったのは、1 時から4時、3時間というのは、すごく短いなと思ったのと、あとこれは平日ですね、やっておられるのは。平日のお昼間の1 時から4時に果たして何人の人がここへ行くだろうかということです。お仕事を持たせらっしゃる方もありますし、お子さんいらっしゃる方もいらっしゃいますし、さあやっていますからさあ来なさいというのは、何かちょっと高飛車な感じが私はしたのです。相談件数が少ない、少ないとおっしゃるけれど、12月21日と、2月22日、これは同じ人が来ているということは、1人の人が同じことをいって、その人のために2人の相談員の方が時間を取られているというのは、なにかもったいないという気がすごくしたのです。この市民しんぶん、確かに特設相談あります、という感じで、あるのですが、さあ書いてあるからみたいな感じで、そうだったら勝手に来なさいというのは、ちょっと不親切かなという気がしまし

た。この京都いつでもコールというのは、市民しんぶんをよく読むのですけれど、こういうのがあるというのは初めてきょう知ったのです。これも午前8時から午後9時まで、年中無休でやっています、と書いてあるのですけれど、全然こういうものがあるというのは知らなかったです。この13時間も年中無休でやっておられるのに、ここに誰かいらっしゃるのですよね、電話とっていらっしゃる方が。その方の人件費というかそういうのを考えると、すごく知られていないのではないかと思って、もう少し何かアピールする方法がないかなと思ったのです。それともうひとついいですか、チラシがすごく多いのですよね。こういう個別のチラシ、しかも何かすごく上等な紙でつくってあって、何かもったいないな、という気がすごくして、いまでも5、6枚あるのですけれども、もう少し市民しんぶんを分厚くするかして、紙面化したほうが、いろんな情報が取り込みやすいのではないかなと思っています。市民しんぶんだったら、各戸に入っていくのですけれど、これは、区役所に行かないとないとか、図書館にいかないとか、わざわざそこに行って初めてもらえるもので、何かそういう情報が欲しかったらさあ来なさいみたいな、あなたたちが行動しなさいと言われていたみたいです。これも多分そういうところに行かないと手に入らないものだと思うのです。何か市民の立場にすると、これだけやっているのだよ、と言われるのですけれど、ちょっとなんだかなと思います。

#### 【安藤座長】

ありがとうございます。人権というのは全部の根本だから、一面のトップに人権相談を囲みで書いたら、たいていの人は見ないとは言えないのではないかと思います。本当におっしゃるように探さないといけないというのは、と思います。自分の趣味とか、スポーツとかやりたい、それはほっておいても探します。だけど人権については、今までなかったことだ、お役所はこれだけがんばってやるのだというのを知らせようと思ったら、極端ですけど、一面トップに載るぐらいのことを、と思います。それから先ほどご意見がありましたように、せっかくしんぶんでこれだけやるのだったら、ぱっと見たらぱっとここに行くというのが、すぐにわかるようなものということです。ですから、時々市役所もPRの仕方を広告専門店に相談されたらどうかな。他方、今もおっしゃったように、役所というのは、役所を支えるためであって、役所と印刷所を支えるためにかなりの予算とエネルギーが使われていると思います。それはやっぱり一般住民に伝わって初めて意味があると思います。人権というのは、たしかにしんどい、あまりぱっと反応が出にくい分野ですけど、だけどやり方によっては、出るべき反応はごく受け止められると思うのです。ですから若者になかなか浸透しないから、若い人を呼んできて、それはいいのですけれどね、と思います。それ以外にやらねばならないことで、今の予算人員でもやれることがあるのではないかなと思うのです。それに知恵を凝らしていただくのが、人権文化推進課の役割ではないかと思います。

#### 【坂元副座長】

時間と相談を受ける方の人数2名ということで、「先着6名」と書いてあります。相談をするときにですね、先着とかいうのは、あまりなじまないのではないのでしょうか。ある意味、誠実さではあるのですね。そんなに誰もが、電話をかけてくる、一日で対応できるものではありません。しかし、先着といわれるとですね、やっぱりそれはちょっと敷居が高くなっている感じがするのです。そこはもうご相談を受けた段階で、相談員の方を増やせるのであればそういう対応をする、あるいは増やせないのであれば、後日またどうぞ、というような格好で対応したらいいと思うのです。あらかじめこういう相談に、先着というのはなじまないのではないのでしょうか。これもやっぱり誠実な対応だとは思いますが、不必要ではないかなという気がします。

**【安藤座長】**

ありがとうございます。他にもどうぞ。もう少し時間があります。

**【杉原委員】**

人権擁護委員の問題なのですけれど、人権に関する市民意識調査を各自治体がやっています。よく設問に入っているのが、これまで人権侵害を受けたことがありますか、という、その有無を聞いて、ある人には、誰に相談したか、というので聞く設問が多いのですね。黙って我慢したというのが多いのですけれども、友人知人に相談した、だとか出てくるのですが、人権擁護委員というのが非常に少ないのですね。大体1パーセントあるかないか、という形で、非常に少ないのですけれども、どうしてか、という理由がはっきりしていません。行ってどうなるのか、というのが具体的によくわからないということなのです。要するに法務局に行って相談してその結果どうなるのか、というのが見えないのですね、具体的に。そのために、なかなか行かないのだろうと思うのです。それで、これは、京都市が直接かかわったものではないと思うのですが、先程の人権擁護活動の概況のなかの、8ページに具体的な取組例というのがあがっているのです。これを読んでも、やはり結局どうなるのかがよくわからないのです。たとえば8ページの会社経営者によるセクハラというのが具体的な取組例で挙がっているのですが、その経営者に対して女性の人権について正しい理解をさせたとか、説示を行いましたとあるのですが、具体的に被害者が人権擁護委員に相談して、被害者がどう救済されたのか、というのがもうひとつよくわからないのです。ほかのところを読んでみても、結局人権侵害を受けた人が相談をしたのか、それとも周りの人が相談をしたのかですね、それさえも具体的にわからないということなのです。要するに具体的な取組例が具体的でないのですね。そのために、これは広くみんな市民が読むものではないと思うのですけれども、これを読んだ限りでは、自分自身が人権侵害を受けて法務局に行って、人権擁護委員に相談したらどうなるのか、というのがやはり見えないのです。ですから、この人権擁護委員の活性化という場合に、やはり具体的に相談をすればこういうことにつながるのだ、あるいはこういう形で救済されるのだ、ということが具体的に伝わるような啓発というのが

やはり重要なのではないのかな、というように思います。

**【安藤座長】**

ありがとうございます。要するにフォローアップをきっちりやるという、そこまで見えないと、相談に行く気にならないと、そういうご指摘だと思います。

**【事務局】**

今の先生のご意見につきましては、先程相談マップにモデルケースをとということで考えていると申しましたが、そういったところに生かしていきたいと思っております。また法務局の方にも、こういうご意見をいただきました、ということでご報告の方をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひ致します。

**【安藤座長】**

ありがとうございます。これもまたお気づきになったことがありましたら、なるだけご遠慮なくお手数ですけれども、ペーパーの形で、あるいは電話等で事務局にご連絡いただけたらいいと思います。あとこのチラシの設置依頼、啓発事業のあり方について事務局の方からお願いします。

**【事務局】**

((6) その他 の 啓発事業のあり方につき説明)

**【安藤座長】**

栗本委員から次の意見をお預かりしておりますのでご紹介します。

「「わいわい」について、市民の人に訴える力が弱く、ワークショップについて、何をするのか、という人も最初は多くいるのではないかと思います。最初は難しいものに見えるのではないのでしょうか。相手、市民の目線から見ておもしろそうだ、と思えるように、タイトルを上手に表現し、裏面の内容を表面に持ってくるなど、何をするのか、具体的な中身が見えるようにしていくことが必要ではないかと思います。」

日本の海外青年協力隊で、ある国に出国した人がいます。他の国からも来ていますから、合宿みたいところで、その日に起こったことをいろいろ反省会で話し合うのです。日本から来た青年が、今日満員の電車で、となりに重たい荷物を持った女の子がいたからそれを棚に上げてあげたらものすごく感謝された。それから狭い道で、向こうからお坊さんが来たのでよけてあげたら、ものすごくお礼を言われた。うれしい、と言ったら他の国から来ている人が、日本人てかわいそうだな。そんなことで喜んだり、悲しんだりするのか。自分たちの社会ではそんなこと当たり前のことなのだ。評価の対象になるなんて。そういうことができなかつたら、普通の市民として恥ずかしく思う。ということがあったということです。です

からそれを恥ずかしく何も考えずに行ってあげられるようになる、助けてあげられるようになるのがおそらく、人権啓発のひとつの目標だと思うのです。先ほどの話も知識としてわかっているとしても、それを自分の行動にどう生かすか、その知恵をしばっていただくのも、人権文化推進課のお仕事ですし、我々できる範囲の助けはしたいと思うのです。その点で、もしこれは言っておきたいというご発言、あるいはご質問がありましたら、委員の方からお願いします。

#### 【杉原委員】

一点だけです。さきほどから、実はワンストップサービスというのはちょっと引っ掛かりまして、ワンストップサービスというの、どうしてもしなければいけないのですか。といいますのは、その市民が持ち込まれる課題、相談というのは、様々でしょう。それをひとつのところで受けて、その場で解決ということができのでしょうか。むしろ、市民が自分は何んな課題をもっているのか、どうしたら解決できるのだろうかというようなことを選択して、また市民自らが解決できるような、そういうことを支援するということが、より大切ではないかなという気がします。だからそのことを考えると、たとえば、相談窓口をたくさん作って、こういう問題には、こういう相談窓口がありますよ、ということの周知徹底をはかる、というようなことが、窓口機関としては大切ではないかな、と感じているのです。それは、ワンストップサービスというの、不可能だろうなと思いますので、それに代わる案とすると何かなと考えて、このように思いました。ワンストップサービスで、今提案しておられるので、そのことが庁内で可能であれば、それも一つの方法かと思いますが、必ずしもそこにこだわらなくてもいいのではないかなというように思います。それよりも、もっと大切な市民にとって自分らしく生きるような支援の方がより大切かなというように思いました。

#### 【安藤座長】

マルチストップの方が市民としてはより効果的ではないか、行く方はマルチでも、処理の仕方はワンストップでやっていただいてもいい、言い換えればより効果的なんじゃないか、というご指摘だと思います。

#### 【事務局】

もちろんそういうことです。決してワンストップになったから、窓口が一個に集約された、一つしかないという意味ではなくて、当然マルチであった中で、よくわからない場合そこにまず聞いて貰ったらどうか、という受け皿をつくったらどうかという発想なのです。

#### 【安藤座長】

ほかにこの際是非聞いておきたいということがありましたらご遠慮なくどうぞ。ございませんでしょうか。それでは、繰り返しになりますけれども、疑問については、電話、ファッ

クス、通信等でご遠慮なく事務局の方へお届けいただけたらと思います。

それでは事務局の方にお返し致します。

#### 【事務局】

安藤座長におかれましては、議事進行本当に有難うございました。また、委員の皆様につきましては、長時間にわたるご議論、また貴重なご意見をたくさんいただきまして、本当にありがとうございました。非常に今回は盛りだくさんの内容で、また事務局の不手際で、時間的にも大変ご迷惑をおかけ致しまして、申し訳ございませんでした。座長の方から再三言っていておられますように、時間内でご紹介いただけなかったご意見とか、質問等ございましたら、また随時事務局の方までご連絡いただければ、非常にありがたいと思っております。よろしくお願い致します。それでは、本日の懇話会はこれで閉会と致します。委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただきまして、本当にありがとうございました。